

○古物商等に対する行政処分等に関する規程

(平成 11 年 10 月 25 日公安委員会規程第 5 号)

**改正** 平成 13 年 7 月 2 日公安委員会規程第 6 号 平成 15 年 12 月 24 日公安委員会規程第 7 号  
平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号 平成 17 年 12 月 13 日公安委員会規程第 4 号  
平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号 平成 30 年 10 月 26 日公安委員会規程第 1 号  
令和 2 年 3 月 13 日公安委員会規程第 2 号 令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号

古物商等に対する行政処分等に関する規程を次のとおり定める。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号。以下「法」という。)に基づき、古物営業の適正な実施を図るため、古物商等に対する行政処分等に関し、必要な事項を定める。

(準用)

第 2 条 法に基づく古物商等に対する行政処分については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「規則」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政処分 営業許可の取消し、指示処分、営業停止命令、認定の取消し又は承認の取消しを行うことをいう。
- (2) 営業許可の取消し 法第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 24 条第 1 項の規定に基づき古物営業の許可を取り消すことをいう。
- (3) 指示処分 法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき指示することをいう。
- (4) 営業停止命令 法第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき古物営業の停止を命ずることをいう。
- (5) 認定の取消し 古物営業法施行規則(平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号。以下「施行規則」という。)第 19 条の 10 第 1 項又は第 19 条の 14 第 1 項の規定に基づき認定古物競りあっせん業者又は認定外国古物競りあっせん業者の認定を取り消すことをいう。
- (6) 承認の取消し 施行規則第 29 条第 1 項の規定に基づき盗品売買等防止団体の承認を取り消すことをいう。
- (7) 古物商等 法第 2 条第 3 項及び第 4 項に規定する古物商及び古物市場主をいう。

(不許可の通知)

第4条 公安委員会は、法第4条の規定に基づき、営業の許可をしないときは、営業不許可通知書(様式第1号)を許可申請者に交付するとともに、許可申請者から受領書(様式第2号)を徴するものとする。

(管理者の解任勧告)

第5条 公安委員会は、法第13条第4項の規定に基づき、古物商等に対して、管理者の解任を勧告するときは、管理者解任勧告書(様式第3号)を交付して行うものとする。

(不認定の通知)

第5条の2 公安委員会は、施行規則第19条の7第2項(施行規則第19条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、古物競りあわせん業に係る認定をしないときは、不認定通知書(様式第3号の2)を認定申請者に交付するとともに、認定申請者から受領書(様式第3号の3)を徴するものとする。

(不承認の通知)

第5条の3 公安委員会は、施行規則第24条第2項の規定に基づき、盗品売買等防止団体に係る承認をしないときは、不承認通知書(様式第3号の4)を承認申請者に交付するとともに、承認申請者から受領書(様式第3号の5)を徴するものとする。

(回答業務に関する報告又は資料の提出)

第5条の4 公安委員会は、施行規則第26条第3項の規定に基づき、盗品売買等防止団体に対して回答業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めるときは、回答業務に関する報告(資料の提出)について(様式第3号の6)を交付して行うものとする。

(回答業務の運営に関する是正又は改善の勧告)

第5条の5 公安委員会は、施行規則第27条の規定に基づき、盗品売買等防止団体に対して、回答業務の運営に関する是正又は改善の勧告するときは、業務是正(改善)勧告書(様式第3号の7)を交付して行うものとする。

(聴聞の手続)

第6条 公安委員会は、営業許可の取消し(法第6条第2項の規定による許可の取消しを除く。)、営業停止命令、認定の取消し又は承認の取消しを行おうとする場合は、規則の定めるところにより、聴聞の手続をとるものとする。

(弁明の機会の付与)

第7条 公安委員会は、指示処分を行おうとする場合は、規則の定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者について弁明の機会を付与するための手続をとるものとする。

(行政処分の決定の通知)

第8条 公安委員会は、行政処分(法第6条第2項の規定による許可の取消しを除く。)の決定をしたときは、許可取消処分通知書(様式第4号)、指示書(様式第5号)、営業停止命令書(様式第6号)、認定取消処分通知書(様式第6号の2)又は承認取消処分通

知書(様式第 6 号の 3)を被処分者に交付するとともに、被処分者から当該処分通知書の受領書(様式第 7 号)を徴するものとする。

- 2 警察本部長は、公安委員会が行政処分の決定をしたときは、処分を上申した警察署長に対し、処分内容を行政処分結果通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(処分結果の記録)

第 9 条 警察本部長は、生活安全部生活安全企画課及び警察署に行政処分等台帳(様式第 9 号)を備え付け、行政処分等の状況を明らかにしておかなければならない。

(処分基準)

第 10 条 公安委員会が行う行政処分の処分基準は、別に定めるところによる。

(文書の保存)

第 11 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
受領書(様式第 2 号)	生活安全企画課	5 年
受領書(様式第 3 号の 3)	生活安全企画課	5 年
受領書(様式第 3 号の 5)	生活安全企画課	5 年
受領書(様式第 7 号)	生活安全企画課	5 年
行政処分結果通知書	警察署	5 年
行政処分等台帳	生活安全企画課、警察署	長期

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 2 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 24 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 13 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 10 月 26 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 13 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。